

平成 17 年 6 月 2 日

消費者団体訴訟制度検討委員会

委員長 山本 豊 先生

委員各位

委員・小塚荘一郎（上智大学）

本日の第 14 回会合には、大学の授業のため、出席することができませんが、事務局より事前に最終報告案の文案を御送付いただき、本日論ぜられるべき論点についておおよそ承知いたしました。そこで、以下に若干の意見を申し述べ、御参考に供したいと存じます。

まず、これまでに委員会の席上で交わされたさまざまな意見を、このような形に集約された事務局の御努力を多としたいと存じます。また、ここに至る毎回の委員会を適切に運営し、議事を進行された委員長に対して、改めて感謝申し上げます。こうして最終報告がまとめられることにより、消費者団体制度が実現に向かうことは、わが国の消費者政策において、大きな意義があることと確信いたします。

さて、第一に、適格消費者団体の適格性の担保措置に関連して、外部監査を義務づけることにつき「慎重に検討する必要がある」と記載されております（最終報告書案の第 2・3.(4)ウ.）。私は、繰り返し主張してまいりましたとおり、外部監査は団体運営の健全性を確保するための重要な手段であり、消費者団体訴訟制度に対する信頼を得るために欠かせないと考えておりますが、万一、諸般の事情を勘案して今回は外部監査を義務づけないこととするとしても、それは外部監査制度の意義を否定するものであってはならないと考えます。それは、何よりも消費者団体自身にとって、自らの運営を適正に行うためのツールとして有益であるからです。そこで、最終報告書が外部監査について否定的な印象を与える可能性を避けるために、「なお」以下の表現を、

「適格消費者団体も、自発的に外部監査を受ける等、その適格性の維持のため自ら努力をすることが望ましい。」

といった記述に変更することを提案したいと存じます。

第二に、適格消費者団体の責務規定・行為規範に関連して、和解金取得を目的として差止請求権が行使される危険について記述されておりますが（最終報告書案の第 2・3.(4)

）そのような認識が共有されるならば、

「差止請求権の行使に関連した和解金の授受は違法であり、禁止される。」

ということを明記し、立法に際して明文の規定を置くべきであると考えます。この点につ

きましては、これまで、いずれの委員からもまったく反対が表明されていないと理解しており、最終報告書案が抑制的な記述にとどめる理由は何もないと考えます。

適格消費者団体であれば、このような不当な要求をすることはないと考えられているのかもしれませんが、たとえば、適格消費者団体とはまったく無関係であるにもかかわらず、関係者であると詐称して金銭の請求等をする者が現れないとも限りません。このような場合に法律に禁止規定が置かれていれば、事業者側の担当者は、それが適格消費者団体による真実の差止請求権行使ではないと確信することができるとともに、法律上禁止された行為であるから応じられないとして、自信を持って斥けることができます。禁止規定のこのような効果は、会社法における利益供与の禁止（いわゆる総会屋との絶縁）において実証されており、意義が大きいと考えます。他方、不当な要求をしない適格消費者団体にとっては、このような規定が置かれても何ら実害がないはずで

第三に、これまでに私が指摘しながら、その後委員会では審議されないままとなり、最終報告書案にも盛り込まれていない問題として、保全訴訟の問題があります。この制度においては、消費者救済の緊急性を考えるならば、保全訴訟を利用する余地が大きいのではないかと予想しておりますが、その場合に事前交渉義務や不適切訴訟の却下等の制度はどのように運用されるのか、詳細を検討しておく必要があるように思われます。それらの点についていまから委員会で検討し、意見の集約をすることは困難であるかもしれませんが、少なくとも、問題の所在について最終報告書のいずれかの箇処（脚注を含む）に記載し、かつその後の立法に向けた作業の中で御検討いただくことが望ましいのではないかと存じます。

以上の点につき、委員の皆様にご考慮していただけたら幸いです。末尾ながら、委員会に出席することができないことにつき、委員長はじめ皆様へ失礼をお詫び申し上げます。

以 上